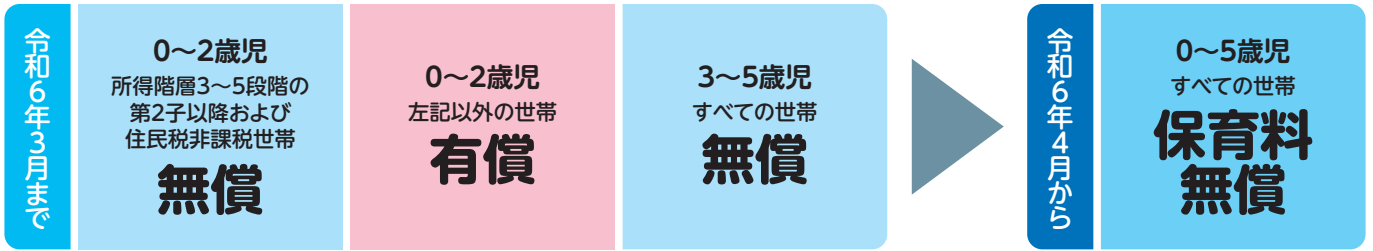


令和6年4月より第1子から保育料を無償化します

子育て世帯の経済的負担の軽減と子育て環境の充実を図るため、令和6年4月より第1子から保育料を無償化します。所得制限はありませんので、町に住民登録のあるすべての世帯を対象に実施します。なお、無償化に伴う新たな手続きはありません。



問●町子ども子育て課 子育て支援班 ☎0187(84)4904

空き家対策事業のお知らせ

近年、少子高齢化や人口減少により空き家が増加しています。空き家は適切に管理すれば価値ある資産となりますが、そのまま放置すればさまざまな問題が発生します。町には次のような制度があるので、空き家を今後どうするのか考えてみませんか。

すぐに住める状態・空き家になって間もない場合は

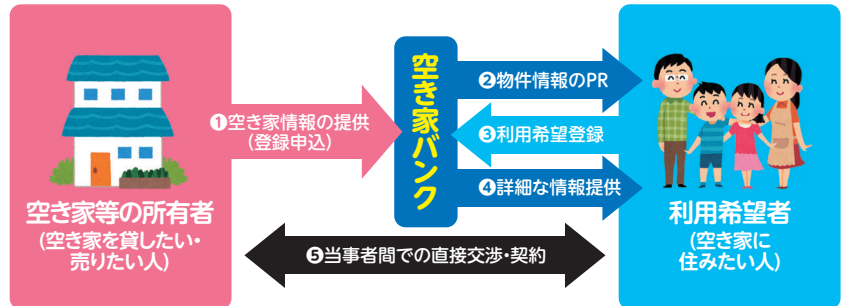
利活用を検討

空き家バンク制度

空き家を売りたい、貸したいと考えている所有者の物件を空き家バンクに登録し、その情報を希望する方に紹介していきます。

空き家バンク成約奨励金

町の空き家バンク制度を活用し、希望者との間に売買が成立した場合に、空き家などの物件登録者に対して奨励金を交付します。



交付金額

売買が成立した物件の土地、建物に係る固定資産税相当額の合計の2倍の額(上限額5万円)

老朽化により住めない状態・空き家になってかなり経過している場合は

解体を検討

危険空家解体事業補助金

老朽化した危険な空き家を解体する方に、解体費用の一部を補助します。

■対象空家

- ・町内にある空き家で、危険度や迷惑度の程度が町の定める基準を満たすもの
- ・空き家になってから5年以上経過しているもの、または空き家バンクに登録し3年以上経過しているもの
- ※建て替えや宅地の譲渡を目的としている場合は対象となりません。

■対象者

- ・空き家の所有者または管理者
- ・所有者等から空き家の解体について委任を受けた者

■補助金の金額

- ・空き家解体費用の2分の1の額
- ・上限額50万円(特定空家に認定された場合は上限額80万円)



募集期間

4月15日(月)～7月1日(月)

※7月中に補助金の交付決定となり、解体工事着手はその後になります。

申・問●【空き家バンクについて】町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

【危険空家解体事業補助金について】町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

「ぐっと楽運動教室」に参加してみませんか？

「ぐっと楽運動教室」は、自分の健康は自分で守る「セルフケア」を目標に、毎週にぎやかに開催しています。この運動教室には、肩や腰が痛くて悩んでいる方や、運動したいけど何から始めたら良いのかわからないという方など、どんな理由の方でも気軽に参加できます。

基本のフットケアを中心に行う「基本コース」、体調改善を中心とした「Aコース」、機能アップを目的とする「Bコース」、体力向上を目指す「Cコース」の4コースに分けて開催します。この機会に自分の身体を見直し、心と身体のメンテナンス方法を学んでみませんか？

開催日◆基本コース：毎週水曜日の午後
Aコース：毎週木曜日の午後
Bコース：毎週水曜日の午前
Cコース：毎週木曜日の午前

開催時間◆午前の部：午前10時～午前11時30分
午後の部：午後1時30分～午後3時

会場◆美郷町住民活動センター（畑屋字街道東）

参加料◆無料

講師◆健康運動指導士 黒田 恵美子 氏

申込方法◆下記へ電話でお申し込みください。

お申し込みは随時受け付けています

4月から6月までの開催日程

開催日	時間	コース	
4月	10日(水)	午前	B
		午後	基本
	11日(木)	午前	C
		午後	A
	24日(水)	午前	B
		午後	基本
25日(木)	午前	C	
	午後	A	
5月	1日(水)	午前	B
		午後	基本
	2日(木)	午前	C
		午後	A
	8日(水)	午前	B
		午後	基本

開催日	時間	コース	
5月	9日(木)	午前	C
		午後	A
	15日(水)	午前	B
		午後	基本
	16日(木)	午前	C
		午後	A
29日(水)	午前	B	
	午後	基本	
30日(木)	午前	C	
	午後	A	
6月	5日(水)	午前	B
		午後	基本
	6日(木)	午前	C
		午後	A

開催日	時間	コース	
6月	12日(水)	午前	B
		午後	基本
	13日(木)	午前	C
		午後	A
	19日(水)	午前	B
		午後	基本
20日(木)	午前	C	
	午後	A	



身体活動量計を貸し出します

町では、中強度の運動を20分、8,000歩を継続する「メッツ健康法」を推進しています。今回貸し出される身体活動量計は、歩数だけでなく、健康増進に効果のある「中強度の歩行」も確認できる優れた機器です。また、ポケットに入れておけるほど小型なので、誰でも持ち歩くことができます。希望される方は町福祉保健課までお申し込みください。

なお、貸し出しを受けた方には毎月町福祉保健課まで

お越しいただき、蓄積されたデータを取り込みさせていただきます。その後、集計した個人結果をお知らせします。

貸出数◆1人1台まで

※過去に貸し出しを受けた方でもお申し込みいただけます。

貸出期間◆令和7年3月まで **貸出料**◆無料

申込方法◆下記の窓口へ直接お越しください。

ウォーキングを行っている方もこれからの方も身体活動量計をご活用ください

申・問●町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900